
20歳前障がいによる障害年金申請について

～準備しておきたいこと～

※20歳になったら国民年金へ加入します。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金へ加入することが義務付けられています。

☆「障害基礎年金」について

1 障害年金とは…

国民年金加入中に病気やケガで障がいを負って働けなくなるなど、一定の障がいの状態にある間は「障害基礎年金」が支給されます。国民年金加入前の20歳前に初診日がある場合（生来性など）20歳になったときに定められた障がいの状態であれば、障害基礎年金が支給されます。

2 障害年金受給のための3つの要件

① 「初診日」が明確であること。

20歳前傷病により受給できる障害年金は、障害基礎年金になります。ただし、20歳前から厚生年金に加入し、その期間に初診日がある場合は、障害厚生年金になります。

〈参考〉 精神発達遅滞(知的障害)の場合は誕生日が初診日になります。

【受付窓口】 障害基礎年金⇒市区町村 障害厚生年金⇒年金事務所

！重要ポイント！ 傷病名が「広汎性発達障がいなど」の場合は、自覚症状があつて初めて診療を受けた日が初診日。「知的障がい(精神遅滞)」とは異なりますので注意してください。

② 障害認定日に障害等級1級または2級の状態になっていること。

20歳前に傷病の初診日のある方の場合、20歳誕生日前日が「障害認定日」になります。ただし、医療機関を受診した「初診日」により「障害認定日」は異なります。

③ 保険料の納付要件を満たしていること。

20歳前に初診日がある場合は、納付要件不要。



3 障害年金の請求手続き

必要書類

①医療機関の診断書…日本年金機構で定められた診断書様式に記載してもらいます。(病院の診断書不可)20歳誕生日前日の前後3ヶ月に受診された記録(カルテ)の状態を記載してもらいます。(記載時期に要注意！診断書記載費用がかかる。自己負担です。)

②病歴・就労状況等申立書…生まれてから20歳で請求するまでの生育歴、病歴など細かく記入する。★お子さんの成長過程、通院履歴など日記のように記録して

おくと20歳の障害基礎年金を請求する手続きの際、困りません。

- ③受診状況等証明書など…受診状況等証明書が添付できない申立書、第3者証明など
- ④その他…印鑑、本人名義の預金通帳、所得証明書、療育手帳など

相談に見えたとき、①診断書、②申立書、③受診状況等証明書(③は必要な場合のみ)の様式と、④用意してほしいものを記入した「障害基礎年金の請求手続きをされる方へ」一覧表を渡します。



☆相談時期:20歳誕生日3ヶ月前くらいから

☆申請時期:20歳誕生日経過後、できれば3ヶ月以内

☆申請先:市役所受付(事前に来庁予定の時間をお知らせください。少なくとも受付に1時間かかります。)

☆申請の流れ一例(足利市の場合)

(20歳誕生日1か月前頃)

市役所に相談予約の電話(☎0284-20-2148)

⇒市役所窓口15番にて相談、療育手帳等を持参してください。必要書類を交付します。

⇒医師に診断書作成依頼

⇒診断書を入手し、病歴・就労申立書記載をすべて完了

⇒市役所へ請求手続き予約の電話(☎0284-20-2148)

⇒市役所へ請求書類一式(①~④)を提出。

⇒決定されると日本年金機構より通知。

【注意事項】

- (1) 20歳になり障害年金申請を忘れてしまい、数年後の申請になると、受給が遅れます。20歳誕生日前後3ヵ月以内の病院受診があり、診断書を病院が記載できるのであれば問題ありませんが、その時期に受診歴がないと本来20歳の誕生日の翌月から受給できるはずが、受給できなくなってしまうます。誕生日前後の受診歴がないと、気がついた時に病院を受診して、それからの請求になるので、市役所に請求を提出した翌月からの受給になってしまいます(事後重症)。療育手帳を持っている方が20歳になる時は必ず市役所へご連絡ください。
- (2) 障害の状態により、障害年金を申請しても、障害等級の1・2級に該当せず、障害年金を受給できないこともあります。

足利市保険年金課 ☎20-2148